

消防用設備保守管理業務委託契約書（案）

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、甲の消防用設備の保守管理業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、消防用設備の性能及び機能を維持するため、別紙消防用設備点検対象物件（以下「対象物件」という。）について、消防法第8条の2の2及び第17条の3の3に基づき、定期点検を含む消防用設備の保守管理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税は含まない。）とする。

- 乙は、上期又は下期の委託業務が完了したとき、委託料の6分の1に相当する金額を甲に対して請求できるものとし、請求金額に端数が生じたときは、最後の請求の際に調整するものとする。
- 甲は、前項の請求を適正なものと認めたときは、請求のあった日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。
- 経済状況の変化、法令の変更等に基づく契約業務内容の変更により契約金額を変更する必要があるときは、契約期間中であっても、甲乙協議の上、契約金額を改訂することができるものとする。

（遅延利息）

- 第4条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の委託料の支払を遅滞したときは、乙に対して遅延利息を支払うものとする。
- 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定めるところにより、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程（平成22年4月1日規

程第26号)第26条第1項第3号の規定により、契約保証金は免除するものとする。

(業務完遂義務及び服務)

第6条 乙及び乙の作業員は、委託業務を実施するに当たり、甲の担当者の指示に従い甲の病院業務に支障を与えないよう注意を払わなければならない。

2 乙は、昭和50年消防庁告示第14号の基準に基づいて、対象物件の機器点検を年に2回、総合点検及び防火対象物定期点検を年に各1回実施するものとし、その点検の時期は、甲と乙が協議して決定するものとする。

3 乙は、委託業務が完了したときは、報告書を作成して甲の承認を得るものとする。

4 乙は、不時の故障等により甲より連絡のあったときは、速やかに作業員を派遣して委託業務を実施するものとする。

5 乙は、委託業務に関し、事故防止の為の技術的な助言も含めて甲に報告するものとする。

(消耗品及び交換部品の負担)

第7条 委託業務に使用する工具、試験器具及び消耗品は、乙の負担とする。

2 委託業務に使用する交換部品等は、甲の負担とする。

(安全の確保)

第8条 乙は、作業の実施に当たり、人身災害その他の事故の絶無を期するよう万全の予防措置を講ずるものとする。

(損害賠償の責任)

第9条 乙は、委託業務の履行中、乙の作業員の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。

(秘密の保持)

第11条 乙及び乙の作業員は、委託業務の実施に際して知り得た甲及び甲の患者の個人情報、契約期間中及び契約期間後においても、他に漏らしてはならない。

2 乙は、前項の義務を遵守するため、乙の作業員との間において誓約書を締結するなど、個人情報の保護について必要な措置をとらなければならない。

3 乙は、第1項の義務を遵守するため、乙の作業員を教育しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が委託期間内に委託業務を完了しないとき又は完了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 委託業務の履行に関し、乙に不正の行為があったとき。
- (3) 乙が契約上の責務を履行しないと認められるとき。
- (4) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条（以下「刑法の規定」という。）若しくは契約条項に違反する行為又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号（以下「自治令の規定」という。）に該当する行為を行ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約金額の全部又は一部を支払わないことができる。

(違約金)

第13条 前条第1項第1号から第4号までの規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 独占禁止法若しくは刑法の規定に違反する行為が確定したとき又は契約条項に違反する行為若しくは自治令の規定に該当する行為を行ったと認められるときは、乙は、甲が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、前2項の場合において甲に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。
- 4 前条の規定による契約の一部又は全部の解除により乙に損害が生ずることがあっても、

甲は、その損害を賠償しないものとする。

(翌年度以降の契約の解除)

第14条 この契約は、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程第41条第2項に基づく複数年の契約であり、翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があったときは、この契約は解除する。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、規程の定めるところによるほか、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有するものとする

令和5年 月 日

甲 韮崎市上條南割3314-13
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立北病院長 宮田 量治

乙